

「パートナーシップ構築宣言」

当金庫は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当金庫では、地域密着型のビジネスマッチングイベント「ビジネスフェア」を開催し、高い技術や専門性を有する中小企業や専門機関とのマッチング・連携を支援します。

また、こだわりの食材で美味を追求する食品製造販売系企業に向けては「東京発！物産逸品見本市」を開催しバイヤーとのマッチングを支援します。

M&A 等の事業承継支援については、多分野の専門家や連携機関のノウハウを活用する「西武事業承継支援センター」がワンストップで支援します。

b. 専門人材マッチング

お客さまの多岐にわたる課題を専門家のノウハウで迅速に解決する「専門家派遣」態勢を構築し、課題解決に努めます。

IT コーディネータ等の IT に関する専門家とも連携しており、IT 実装支援も行います。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、取引における適正な支払期日までに現金で支払います。

③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当金庫では営業店と本部が連携しお客さまを支援するだけでなく、国や都・県、大学などの公的機関、税理士や中小企業診断士などの専門家と連携し、「お客さま支援活動」に取り組みをしております。地域発展の担い手である中小企業・小規模事業者の皆さまの持続的な成長をサポートしてまいります。

2020年12月4日

西武信用金庫

理事長 高橋 一朗